

熊本市公報

第 1 4 8 8 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

- 熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則（第 79 号）……………2234
- 熊本市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則（第 80 号）……………2235
- 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則（第 81 号）……………2237
- 熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則（第 82 号）……………2239
- 熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則（第 83 号）……………2241

告 示

- 令和 5 年度（2 0 2 3 年度）人事行政の運営等の状況の公表（第 748 号）…………… 2242

規 則

規 則 第 7 9 号

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 2 9 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

上熊本駅東口駅前広場内の屋根の落下事故に関する検証委員会	上熊本駅東口駅前広場内の歩行者通路の屋根の落下事故における、当該事故の発生までの本市の対応について検証を行い、必要な事項を審議する。	令和 6 年 1 0 月 2 8 日から令和 7 年 1 0 月 2 7 日まで
------------------------------	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 80 号

令和 6 年 10 月 29 日

熊本市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本市都市公園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本市都市公園条例施行規則（昭和 33 年規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「（以下「熊本県・市町村公共施設予約システム」という。）」を削る。

第 9 条中「熊本県・市町村公共施設予約システム」を「熊本県・市町村公共施設予約システム及び熊本市公共施設予約システム」に改める。

第 2 条 熊本市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 9 条中「熊本県・市町村公共施設予約システム及び熊本市公共施設予約システム」を「熊本市公共施設予約システム」に改める。

(熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則（平成 23 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 4 項及び第 7 条第 2 項中「熊本県・市町村公共施設予約システム」を「公共施設予約システム」に改める。

第 17 条中「熊本県・市町村公共施設予約システム」を「熊本県・市町村公共施設予約システム及び熊本市公共施設予約システム」に改める。

第 4 条 熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 17 条中「熊本県・市町村公共施設予約システム及び熊本市公共施設予約システム」を「熊本市公共施設予約システム」に改める。

(熊本市体育施設条例施行規則の一部改正)

第 5 条 熊本市体育施設条例施行規則（平成 2 3 年規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 4 項及び第 7 条第 2 項中「熊本県・市町村公共施設予約システム」を「公共施設予約システム」に改める。

第 1 6 条中「熊本県・市町村公共施設予約システム」を「熊本県・市町村公共施設予約システム及び熊本市公共施設予約システム」に改める。

第 6 条 熊本市体育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「熊本県・市町村公共施設予約システム及び熊本市公共施設予約システム」を「熊本市公共施設予約システム」に改める。

附 則

この規則中第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定は令和 6 年 1 2 月 1 日から、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 81 号

令和 6 年 11 月 1 日

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和 57 年規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「第 2 条の 4 第 2 項の表第 1 欄に掲げる区分に応じ同表第 2 欄」を「第 2 条の 4 第 2 項第 1 号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロ」に改め、同条第 4 号ア中「法第 9 条の 2 に規定する扶養親族等及び児童」を「政令第 2 条の 4 第 6 項第 1 号に規定する加算対象扶養親族等及び生計維持児童」に、「政令第 2 条の 4 第 7 項に定める額（扶養親族等及び児童がないときの額に限る。）」を「同号に定める額」に改め、同号イ中「法第 9 条の 2 に規定する扶養親族等及び児童」を「政令第 2 条の 4 第 6 項第 1 号に規定する加算対象扶養親族等及び生計維持児童」に、「政令第 2 条の 4 第 7 項の表上欄に掲げる扶養親族等又は児童の数に応じそれぞれ同表下欄」を「同項第 2 号」に改め、同条第 5 号ア中「法第 9 条の 2 に規定する扶養親族等」を「政令第 2 条の 4 第 7 項第 1 号に規定する加算対象扶養親族等」に、「政令第 2 条の 4 第 8 項に定める額（扶養親族等がないときの額に限る。）」を「同号に定める額」に改め、同号イ中「法第 9 条の 2 に規定する扶養親族等」を「政令第 2 条の 4 第 7 項第 1 号に規定する加算対象扶養親族等」に、「政令第 2 条の 4 第 8 項の表上欄に掲げる扶養親族等の数に応じそれぞれ同表下欄」を「同項第 2 号」に改め、同条第 6 号中「法第 9 条の 2 に規定する扶養親族等」を「政令第 2 条の 4 第 7 項第 1 号に規定する加算対象扶養親族等」に改める。

第 12 条の見出し中「受給手続」を「受給手続等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の場合において、次に掲げる保険医療機関等が前条第 1 号に規定する一部負担金の残額を審査支払機関（市長が委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）を経由して市長に請求するときは、市長は、当該費用を当該審査支払機関を経由して支払うものとする。

(1) 健康保険法第 6 3 条第 3 項各号に掲げる病院、診療所又は薬局

(2) 健康保険法第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者

3 現物給付方式による助成金の請求は、助成に係る診療等が行われた日の属する月の翌月の初日から起算して 1 2 か月を経過した日以後においては、することができない。ただし、前項に規定する審査支払機関を経由した請求にあつては、この限りでない。

第 1 3 条第 2 項中「1 2 箇月」を「1 2 か月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日後に生じた医療費に係る助成について適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

規 則 第 82 号

令和 6 年 11 月 1 日

熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市こども医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市こども医療費助成規則（平成 11 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書を削る。

第 9 条中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 市長は、助成金として受給資格者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療費に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の場合において、次に掲げる保険医療機関等が同項の費用を審査支払機関（市長が委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）を経由して市長に請求するときは、市長は、当該費用を当該審査支払機関を経由して支払うものとする。

(1) 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる病院、診療所又は薬局

(2) 健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者

4 前 2 項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

第 10 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（助成の制限）」を付する。

第 11 条に見出しとして「（請求の制限）」を付し、同条中「12 箇月」を「12 か月」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 3 項に規定する審査支払機関を経由した請求にあつては、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市こども医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日後に生じた医療費に係る助成について適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

規 則 第 83 号

令和 6 年 11 月 1 日

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市手数料条例施行規則（昭和 54 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）第 9 条第 1 項に規定する特別児童扶養手当受給証明書の交付

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本市手数料条例施行規則の規定は、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

告 示

告 示 第 7 4 8 号

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年熊本市条例第 1 号)
第 6 条の規定に基づき、令和 5 年度 (2 0 2 3 年度) 人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

熊本市長 大 西 一 史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和 5 年度（2023 年度）に新たに採用された一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】 (単位：人)

区 分	常勤職員	任期付職員	会計年度任用職員 (フルタイム)	合 計
一般行政職	255	15	0	270
教 育 職	302	34	0	336
企 業 職	56	3	7	66
合 計	613	52	7	672

【再任用】 (単位：人)

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	20	92	112
教 育 職	77	58	135
企 業 職	1	13	14
技能労務職	14	21	35
合 計	112	184	296

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

- ① 一般行政職：②～④以外の職員
- ② 教 育 職：教育職員給与表が適用される職員
- ③ 企 業 職：上下水道局、病院局、交通局で採用した職員
- ④ 技能労務職：業務職給料表が適用される職員

(2) 職員の退職状況

令和5年度（2023年度）に離職した一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	定年退職	早期退職	任期満了	そ の 他	合 計
一般行政職	0	27	36	175	238
教 育 職	0	31	45	119	195
企 業 職	1	5	12	77	95
技能労務職	0	3	8	22	33
合 計	1	66	101	393	561

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

- ① 一般行政職：②～④以外の職員
- ② 教 育 職：教育職員給与表が適用される職員
- ③ 企 業 職：上下水道局、病院局、交通局で退職した職員
- ④ 技能労務職：業務職給料表が適用される職員

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(単位：人)

区 分	昇 任					降任
	主査級	主幹級	課長級	部長級	局長級	
一般行政職	125	98	48	24	11	1
企 業 職	20	18	10	2	0	0
技能労務職	24	0	0	0	0	0
合 計	169	116	58	26	11	1

(単位：人)

区 分	昇 任		降任
	教頭	校長	
教 育 職	45	36	0

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

- ① 一般行政職：②～④以外の職員
- ② 教 育 職：教育職員給与表が適用される職員
- ③ 企 業 職：上下水道局、病院局、交通局で昇任、降任した職員
- ④ 技能労務職：業務職給料表が適用される職員

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度 4 月 1 日現在）

部門		職員数(人)		増減数 (人)	主な増減理由
		令 4	令 5		
福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議会	27	27	0	
	総務	700	773	73	デジタル市役所の実現に向けた体制強化等
	税務	200	208	8	
	労働	3	3	0	
	農水	164	175	11	農業被害への対応等
	商工	190	183	▲ 7	
	土木	643	644	1	
	小計	1,927	2,013	86	
福 祉 関 係	民生	814	874	60	児童相談所及び生活保護部門の体制強化等
	衛生	815	664	▲ 151	新型コロナウイルス対応業務縮小等
	小計	1,629	1,538	▲ 91	
一般行政計		3,556	3,551	▲ 5	
特 別 行 政	教育	4,627	4,710	83	児童生徒の増に伴う異動等
	警察			0	
	消防	805	798	▲ 7	
	小計	5,432	5,508	76	
公 営 企 業 等	病院	754	743	▲ 11	退職不補充
	水道	203	205	2	
	下水道	139	145	6	
	交通	78	78	0	
	その他	159	167	8	
	小計	1,333	1,338	5	
総合計		10,321	10,397	76	

※各年度 4 月 1 日現在の職員数

※職員数は非常勤職員を除く

2 職員の人事評価の状況（令和 5 年度（2023 年度））

(1) 市長事務部局

評価の対象	市長事務部局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和 4 年（2022 年）10 月 1 日 ～ 令和 5 年（2023 年）9 月 30 日 業績評価：令和 5 年（2023 年）4 月 1 日 ～ 令和 5 年（2023 年）9 月 30 日 令和 5 年（2023 年）10 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を 5 段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を 5 段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(2) 消防局

評価の対象	消防局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和4年（2022年）10月1日 ～ 令和5年（2023年）9月30日 業績評価：令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の 活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(3) 交通局

評価の対象	交通局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和4年（2022年）10月1日 ～ 令和5年（2023年）9月30日 業績評価：令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の 活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(4) 上下水道局

評価の対象	上下水道局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和4年（2022年）10月1日 ～ 令和5年（2023年）9月30日 業績評価：令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の 活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(5) 病院局

評価の対象	病院局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和4年（2022年）10月1日 ～ 令和5年（2023年）9月30日 業績評価：令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の 活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(6) 教育委員会事務局

評価の対象	教育委員会事務局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和4年（2022年）10月1日 ～ 令和5年（2023年）9月30日 業績評価：令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の 活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

評価の対象	教職員（業務職などの一部の職員を除く。）
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和4年（2022年）10月1日 ～ 令和5年（2023年）9月30日 業績評価：令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日
評価方法	能力評価：職務遂行に当たり実際に発揮した能力について、職務上取った行動を基に評価を 行う。評価基準、評価項目及び行動内容に照らし、5段階で評価する。 業績評価：校長・園長が立てた学校・園教育目標を基本的な方向として、教職員が具体的 目標等を決め、目標を達成するためのプロセスや、評価基準日にどの程度達成でき たか、貢献できたかを判断し評価を行う。目標以外の業務への取組状況等も踏ま え、5段階で評価する。
評価結果の 活用方法	人材育成、教職員の資質向上、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年度末)	歳 出 総 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 729,326	千円 405,529,703	千円 6,980,229	千円 81,713,134	% 20.1	% 21.3

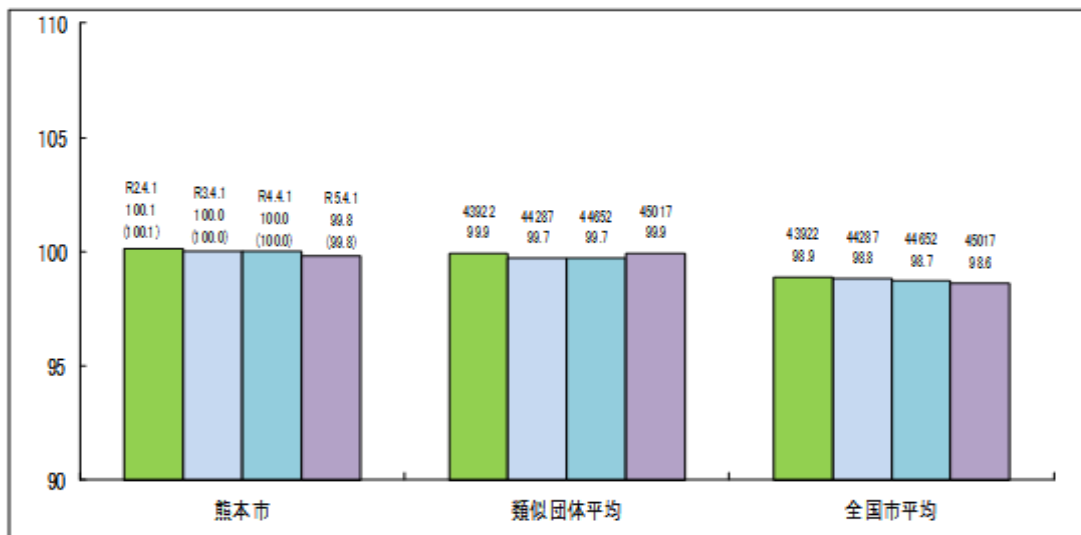
(注) 人口は令和6年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 9,059	千円 37,673,322	千円 5,994,700	千円 14,672,798	千円 58,340,820	千円 6,440

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給						
区 分	人事委員会の勧告					給 与 改 定 率
	民間給与	公務員給与	較差		勧 告	
	A	B	A-B		(改定率)	
R5年度	円	円	3,434	円	%	%
	358,328	354,894	0.97	%	0.97	0.97

(参考)
国 の 改 定 率
%
1.10

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）						（参考） 国 の 年 間 支 給 月 数
区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
R5年度	月 4.48	月 4.40	月 0.08	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[

実施

 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日

【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%（最大4.6%）引下げ。激変緩和のため、3年間の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

（ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠）

②地域手当の見直し

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ・55歳昇給停止（2年間の経過措置有）
- ・昇格対応表見直し（昇格時給料抑制）
- ・地域手当引上げ（国準拠）（東京事務所等職員及び医療職員）
- ・退職手当支給水準調整（国準拠）
- ・管理職手当引上げ（平成31年3月31日まで3%減額）
- ・期末勤勉手当の管理職加算新設（5年間の経過措置有）
- ・単身赴任手当引上げ（国準拠）
- ・人事評価結果の給与への反映
- ・月額特殊勤務手当の日額化

(6) 特記事項

--

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	41.8 歳	319,800 円	409,929 円	346,212 円
熊本県	43.2 歳	325,545 円	398,197 円	334,731 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.8 歳	319,668 円	439,873 円	379,748 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	54.7 歳	361 人	353,165 円	388,773 円	365,852 円
清掃職員	53.8 歳	121 人	366,864 円	413,786 円	384,785 円
学校給食員	53.8 歳	56 人	343,370 円	358,903 円	353,042 円
守衛	55.3 歳	13 人	359,585 円	452,200 円	371,854 円
用務員	56.1 歳	79 人	328,414 円	346,134 円	338,127 円
自動車運転手	54.8 歳	34 人	367,809 円	396,593 円	380,239 円
その他	55.2 歳	58 人	357,733 円	404,852 円	366,716 円
熊本県	55.8 歳	183 人	322,195 円	355,337 円	323,192 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円
類似団体	51.7 歳	919 人	310,547 円	388,590 円	362,249 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業	47.3 歳	310,800 円	1.33
学校給食員	飲食物調理従事者	47.3 歳	221,500 円	1.62
守衛	警備員	56.6 歳	209,500 円	2.16
用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.43
自動車運転手	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	59.3 歳	219,600 円	1.81
その他	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	-	-	-
清掃職員	6,333,732 円	4,321,100 円	1.5
学校給食員	5,976,336 円	2,990,600 円	2.0
守衛	7,241,800 円	2,656,700 円	2.7
用務員	5,697,008 円	3,253,900 円	1.8
自動車運転手	6,568,516 円	2,819,300 円	2.3
その他	6,608,724 円	- 円	-

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。
(令和2～令和4年の3カ年平均)

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者（短時間労働者を除く。）をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員（パート、アルバイト職員）はデータの基礎から除かれている点で（C）と（D）とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（高等（特別支援・専修・各種）学校教育職）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	46.3 歳	382,300 円	415,182 円
熊本県	45.9 歳	383,935 円	430,043 円
類似団体	43.4 歳	359,775 円	436,674 円

④教育職（小・中学校（幼稚園）教育職）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	44.1 歳	356,200 円	387,309 円
熊本県	44.5 歳	362,915 円	400,979 円
類似団体	40.4 歳	343,187 円	412,373 円

⑤教育職（その他の教育職）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	50.9 歳	378,500 円	491,805 円
熊本県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(8) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		熊 本 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	193,500 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	159,300 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	153,100 円	161,500 円	- 円
	中 学 卒	- 円	145,100 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	214,200 円	214,200 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	203,500 円	- 円	- 円
	高 校 卒	169,400 円	- 円	- 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,979 円	359,921 円	384,034 円	406,369 円
	高 校 卒	220,814 円	309,257 円	354,117 円	378,912 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	306,700 円	332,220 円	353,512 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	297,764 円	374,296 円	397,654 円	410,969 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	284,461 円	375,520 円	390,117 円	389,933 円
	高 校 卒	238,292 円	326,779 円	360,225 円	379,525 円

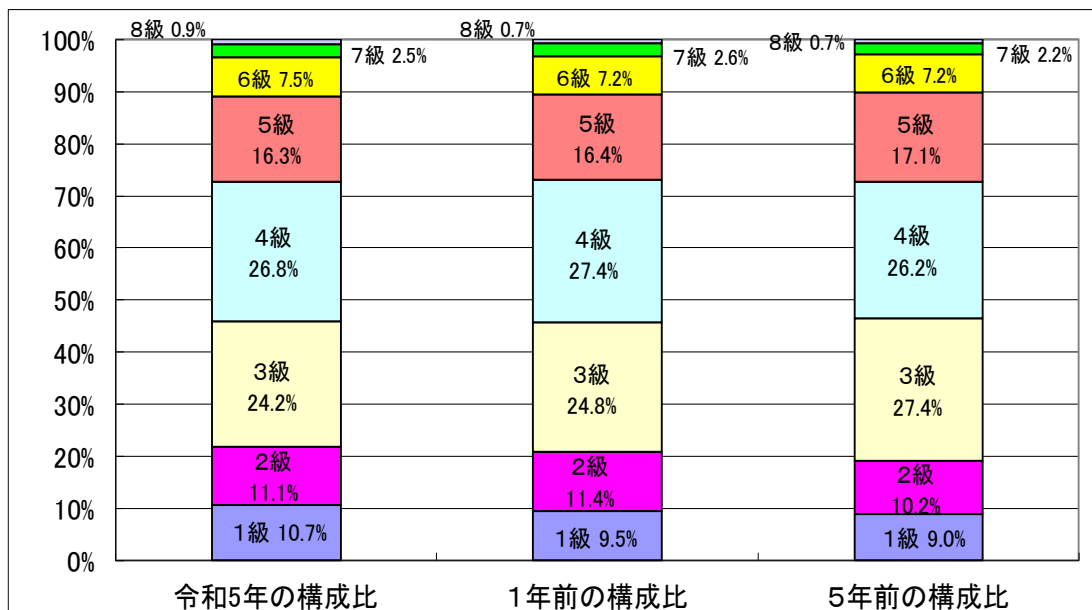
（注）経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	334 人	10.7 %	149,700 円	249,900 円
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	349 人	11.1 %	198,000 円	308,800 円
3 級	主任主事及び主任技師の職務	758 人	24.2 %	230,000 円	354,600 円
4 級	主査の職務	840 人	26.8 %	263,500 円	387,100 円
5 級	主幹の職務	511 人	16.3 %	286,500 円	402,600 円
6 級	課長の職務	235 人	7.5 %	317,700 円	427,600 円
7 級	部長の職務	77 人	2.5 %	397,500 円	462,300 円
8 級	局長の職務	27 人	0.9 %	449,300 円	520,900 円

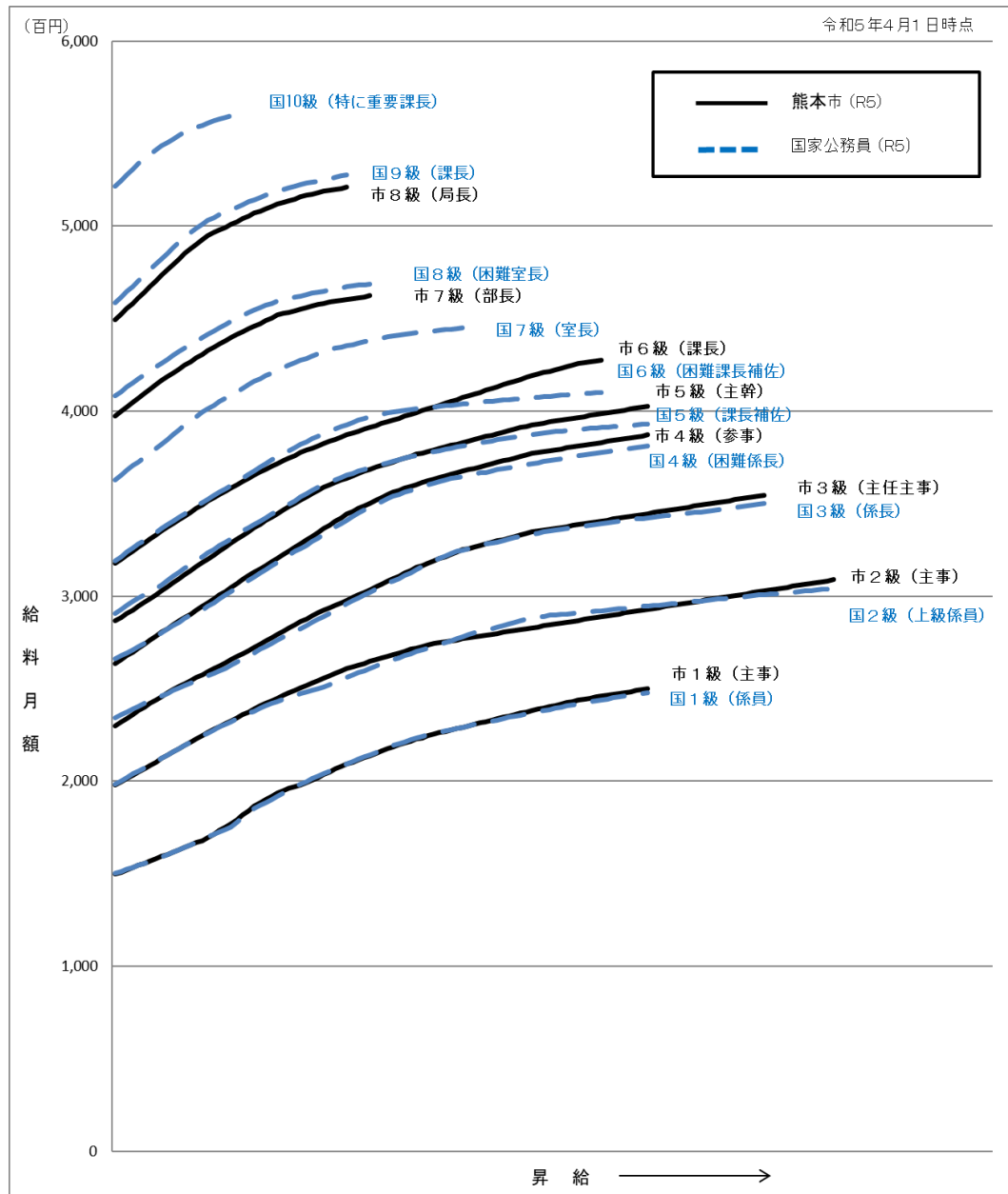
（注）1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



（注）平成28年4月1日より、給料表の級構成を変更し、9級制から8級制へ移行しました。
（旧7級を6級に統合し、旧8級を新7級に、旧9級を新8級へ移行）

(11)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(12) 昇給への人事評価の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(13) 期末手当・勤勉手当

熊 本 市	国
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,597 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（熊本市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(14) 退職手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

熊 本 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.67 月分	24.59 月分	勤続 20 年	19.67 月分	24.59 月分
勤続 25 年	28.04 月分	33.27 月分	勤続 25 年	28.04 月分	33.27 月分
勤続 35 年	39.76 月分	47.71 月分	勤続 35 年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度	47.71 月分	47.71 月分	最高限度	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
(退職時特別昇給)	無				
1 人当たり平均支給額	2,419 千円	21,003 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 4 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(15) 地域手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

支給実績 (R5 年度決算)			34,779 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)			811,955 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20 %	27 人	20.0 %
立川市	12 %	1 人	12.0 %
福岡市	10 %	1 人	10.0 %
大津市	10 %	1 人	10.0 %
医師 (歯科医師含む)	16 %	12 人	16.0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.8 (99.8) %

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(16) 特殊勤務手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R5年度決算）			357,696 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度）			110,298 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			34.7 %	
手当の種類（手当数）			18種（44手当）	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （R5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	460円	日額 230円
防疫等作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	0円	日額 250円
同上	職員	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病（口蹄（てい）疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他の人事委員会の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額 380円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
同上	職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	日額 290円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	1,320円	1 回につき 660円
同上	職員	人事委員会の指定する有害農業による病害虫防除作業に直接従事したとき。	6,000円	日額 200円
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2,698,000円	日額 500円
同上	精神保健指定医である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	32,335円	日額 290円

同上	区役所保健子ども課又はこころの健康センター若しくは保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	20,585円	日額 230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	0円	日額 200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	224,750円	日額 500円 (夜間 750円)
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	162,000円	日額 400円
同上	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	2,383,500円	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	929,200円	日額 800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	800円	日額 400円
清掃等作業手当	東部環境工場又は扇田環境センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	5,334,030円	日額 780円
同上	クリーンセンターに勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	21,414,000円	日額 800円
同上	土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	487,800円	日額 600円
同上	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	303,660円	日額 280円
特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職員	ごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業若しくはクレーン上の点検作業に直接従事したとき、又は投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。	105,125円	日額 250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	7,764,500円	日額 500円
同上	保育園に勤務する職員又は保育幼稚園課に勤務する職員	保育業務に直接従事したとき。	6,328,875円	日額 150円

同上	児童相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	8,063,500円	日額 1,000円
同上	障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	110,400円	日額 800円
同上	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	305,175円	日額 650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課（各税務室を含む。）、固定資産税課、国保年金課に勤務する職員	納税課、税制課、市民税課（各税務室を含む。）及び固定資産税課に勤務する職員が、市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員が、保険料の徴収事務に直接従事したとき。	11,872,450円	納税課又は国保年金課に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
同上	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員 市営住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したとき。	187,220円	日額 370円
消防手当	消防職員（機関員を除く）	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出動したとき。	37,613,220円	1回につき 330円 （深夜においては410円）
同上	機関員	火災現場、災害現場又は救急現場に出動したとき。	22,516,800円	1回につき 410円 （深夜においては510円）
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又は救助資機材により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	25,344,660円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額 2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額 4,000円
同上	消防職員	救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	11,638,000円	1当務につき800円 （日勤者にあつては勤務1日につき400円）

医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動植物園に勤務する獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	-	11,470,150円	日額 4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の1級、2級又は特2級の職員	特定の業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき。	141,108,450円	日額 8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立幼稚園、市立小学校、市立中学校、市立高等学校又は市立特別支援学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める教務主任その他の主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭	当該担当に係る業務に従事したとき。	35,356,600円	日額 200円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であって、人事委員会が定めるもの	当該学級における授業又は指導に従事したとき。	218,660円	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 290円
入学者選抜業務手当	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の職員で教育職員給料表(1)の適用を受けるもの	入学者の選抜に係る学力検査の問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき。	590,700円	1時間につき300円
死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円(人事委員会が定める場合にあっては、2,000円)を超えない範囲内において人事委員会が定める額 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は、4,000円を超えない額)
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処するため屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上直接従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円を超えない額(夜間においては、1,500円を超えない額)

災害応急作業手当	職員	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第 17 条第 9 項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき40,000円を超えない額
同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち前号に掲げるもの以外のものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき20,000円を超えない額
同上	職員	第1号に規定する場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前 2 号に掲げるものを除く。）に従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき10,000円を超えない額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、20,000円を超えない額）
新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又は当該感染症にかかっている疑いがある者がいる又はいた室内、車内、施設その他の人事委員会が定める場所において、当該感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したとき。	3,103,500円	日額 3,000円

(17) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	1,987,549 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	380 千円
支給実績（R4年度決算）	2,347,996 千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	452 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(18) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	907,434 千円	253,290 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	671,537 千円	311,438 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	675,524 千円	83,393 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて51,700円～113,600円を支給	異	役職により俸給月額25/100以内を支給（国の制度）	600,280 千円	783,145 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	366,737 千円	429,602 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額308,600円以内を支給	同	—	35,569 千円	2,984,812 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	—	15,150 千円	822,624 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	俸給及び扶養手当の月額の合計額の25/100以内を支給（国の制度）	143 千円	47,732 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400円	2,791 千円	267,893 円

管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により 12,000円以下	7,135 千円	108,793 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	43,146 千円	66,954 円
義務教育等教員特別手当	○教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の適用を受ける職員 月額8,000円以内を支給	同	—	231,317 千円	64,648 円

(19) 特別職の報酬等の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分			給 料		月 額		等	
給 料	市 長	1,190,000 (-)	円	(参考) 類似団体における最高／最低額				
				1,599,000 円／		500,000 円		
	副 市 長	947,000 (-)	円	1,285,000 円／		841,000 円		
報 酬	議 長	820,000 (-)	円	1,179,000 円／		779,000 円		
	副 議 長	746,000 (-)	円	1,061,000 円／		703,000 円		
議 員	676,000 (-)	円	960,000 円／		648,000 円			
期 末 手 当	市 長	(R5年度支給割合)						
		3.40		月分				
	議 長	(R5年度支給割合)						
		3.40		月分				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1 期の手当額)		(支給時期)		
		1,190,000円×在職月数×0.51		2,913 万円		任期ごと		
	副 市 長	947,000円×在職月数×0.24		1,091 万円		任期ごと		
		備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（R 5. 4. 1 現在）

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日・日曜日

(2) 休暇の設置状況

事由		期間
年次有給休暇		20日以内
病気休暇		90日以内
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	14日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目) に当たる日から出産の日まで 出産の日の翌日から8週間
	育児時間	子が3歳になるまで、1日に2回以内・各45分
	配偶者分娩休暇	3日以内
	男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週間前から出産後1年の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、5日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象となる子が複数いる場合は10日以内)
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	夏期休暇	5日以内
	永年勤続表彰休暇	30年－4日以内 20年－2日以内

5 職員の休業に関する状況（R 5 年度実績）

休業等の取得状況

休業等区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	119	215	334
育児部分休業	7	50	57
育児短時間勤務	0	21	21
自己啓発等休業	0	0	0
配偶者同行休業	0	2	2

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（R 5 年度実績）

(1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	2	7	4	4	17

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

(2) 分限処分の状況（R 5 年度実績）

	降任	免職	休職	降給	計
人 数	0	0	92	0	92

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

7 職員の服務の状況

職員の服務規律の遵守を徹底するために次の取組を実施しています。

- ・ 厳正な服務規律の遵守に関する依命通達
- ・ 公務員倫理研修
- ・ 営利企業等の従事許可

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するために次の措置を講じています。

- ・ 再就職者による依頼等の規制
- ・ 再就職情報の届出及び公表
- ・ 再就職あっせんの制限

9 職員の研修の状況

(1) 市長事務局

研修区分		延べ人員 令和5年度
1 特別研修		691人
	公務員倫理研修	691人
2 基本研修		1,789人
	新規採用職員研修	506人
	採用4年目職員研修	232人
	採用8年目職員研修	132人
	新任作業長・主任研修	26人
	主査級昇任者研修	137人
	主幹級昇任者研修	112人
	課長級試験合格者研修	61人
	課長級昇任者研修	109人
	課長級3年目職員研修	52人
	ベテラン職員キャリア研修	268人
	1次評価者人事評価研修(人事課主催)	113人
	2次評価者人事評価研修(人事課主催)	41人
3 選択研修		1,252人
	接遇マナー&応対力向上研修	44人
	人材マネジメント研修	83人
	課長入門研修	108人
	女性職員キャリアデザイン+ヘルスケア研修	23人
	スキルアップ研修(eラーニング)	994人
4 派遣研修		127人
	事例調査派遣研修(国内)	5人
	自治大学校	2人
	早稲田大学マニフェスト研究所 人材マネジメント部会	3人
	幹部育成派遣研修(管理職部会)	4人
	肥後銀行『幹部養成教養教育』	1人
	国際文化アカデミー	2人
	市町村アカデミー	1人
	熊本県市町村職員研修協議会	109人
5 職場研修		23,520人
	職場指導員研修	210人
	障がいのある職員対応研修	78人
	すまいる向上キャンペーン	10,834人
	職員倫理意識向上の職場研修	10,834人
	職場派遣研修	11人
	接遇リーダー養成講座	26人
	先輩職員とつながる場	352人
	職員寺子屋研修	1,029人
		146人
	他課主催全庁研修	やさしい日本語研修 40人
		花王マーケティングセミナー 106人
6 自主研修		88人
		88人
	資格取得・自己啓発支援	自主学習グループ活動支援 61人
		資格取得支援 16人
		大学公開講座受講支援 1人
		eラーニング(自治大学校) 10人
合計(延べ人数)		27,467人

(2) 上下水道局

名称	受講者数
新規採用職員及び新規転入者研修	31人
施設見学研修	23人
災害対応研修	64人
熊本市上下水道管路情報システム操作研修	43人
新規採用及び新規転入者のためのダクタイト鉄管配管実技研修	11人
土木工事成績採点に関する研修会	67人
法務研修	32人
上下水道局契約事務研修	53人
職員派遣研修報告会	42人
八景水谷水源地（深2号井）更新工事現場研修会	14人
漏水調査に関する技術研修会	34人
下水道管路維持管理に関する技術研修会	13人
技術セミナー「水道用鋼管の基礎知識」	9人
技術セミナー「ダクタイト鉄管の基礎知識」	9人
技術セミナー「配水用ポリエチレン管の基礎知識」	9人
ダクタイト鉄管配管技術研修会（中級編）	7人
下水処理場運転管理、水質管理及び機械電気設備維持管理研修会	2人
配水用ポリエチレン管に関する技術研修会（中級編）	18人
井戸掘削及び維持管理に関する技術研修会	14人
下水道事業計画及び施設設計指針概要習得研修会	2人
コンクリート施設の防食技術研修会	29人
熊本市の水道水質と検査に関する技術研修会	39人
上下水道局BCP研修	73人
労務管理研修	152人
上下水道事業経営戦略研修	219人
上下水道財政研修	191人
安全衛生講習 メンタルヘルス研修	49人
安全衛生講習 安全運転講習会	51人
ベテラン職員から学ぶ「かたりべ」研修	35人
安全衛生講習（土木技術者編）	23人
安全衛生講習 熱中症対策勉強会	20人
安全衛生講習 第二種酸素欠乏講習会	55人
安全衛生講習（電気・機械技術者編）	12人
安全衛生講習 墜落制止用器具	38人
水道バルブに関する技術講習会	31人
管路情報システム（下水道管路分析機能）操作研修	10人
工事成績評定通知における説明会	67人
下水道人材育成研修	13人
上水道防災訓練	46人
合計	1,650人

(3) 病院局

名称	受講者数
接遇研修	13人
感染対策研修	3,354人
医療安全研修	1,255人
栄養管理研修	59人
症例検討	31人
BLS研修	50人
看護必要度研修	828人
ICLS研修	36人
職場指導・教育研修	15人
臨床検査業務研修	10人
出張報告研修	66人
視能訓練業務研修	161人
放射線業務研修	139人
職員倫理意識向上の職場研修	997人
臨床工学業務研修	8人
人権教育研修	77人
スマイル向上キャンペーン	73人
産業連関表利活用に係る動画研修	1人
内部統制制度に関する研修	6人
情報セキュリティ研修	7人
著作権制度実務研修	1人
契約事務研修	4人
エコオフィス活動実践研修	1人
学会等派遣	218人
合計	7,410人

(4) 教育委員会事務局

名称	実施回数	対象者	修了者数
初任者研修	19回	初任者	274人
教職 1 年目研修	5回	熊本市 1 年目研修者	210人
初任校 2 年目研修	5回	初任校 2 年目研修者	181人
初任校 3 年目研修	5回	初任校 3 年目研修者	159人
中堅教諭等資質向上研修	6回	教職 6 年から 9 年経験者	115人
15 年経験者研修	4回	教職 15 年経験者	35人
新規臨任研修	4回	新規臨時的任用教職員	106人
2 年目臨任研修	3回	2 年目臨時的任用教職員	61人
3 年目臨任研修	2回	3 年目臨時的任用教職員	38人
臨任専門研修	6回	養護助教諭、学校栄養職員（臨時）、幼稚園講師	5人
年度途中任用臨任研修	1回	年度の途中で任用された臨時的任用教職員	6人
「初めての学級担任」臨任研修	2回	初めて学級担任となった臨時的任用教職員	84人
情報教育担当者研修	1回	小・中・支援学校の情報教育担当者	137人
情報化推進チーム研修	2回	小・中・支援学校の情報化推進チーム	150人
情報モラル教育推進リーダー研修	1回	小・中・支援学校の情報モラル教育推進リーダー	137人
幼小合同研修	1回	熊本市立幼稚園、熊本市立小学校、国立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園の希望する教職員	140人
教科等実技研修	5回	中学校 2、3 年目研修受講者で音楽、美術、技術、家庭科、体育を担当する教員、及び希望する初任者	180人
採用前研修	2回	次年度採用予定者	215人
新任管理職研修（校長・園長）	6回	新任校長・園長	38人
新任管理職研修（教頭）	5回	新任教頭	46人
新任管理職（教頭）採用前研修	1回	次年度教頭採用予定者	40人
SD I 特別支援教育研修	4回	希望する教職員	324人
SD I 働き方改革研修	1回	希望する教職員	56人
SD I コーチング研修	1回	希望する教職員	23人
SD I カウンセリング研修	1回	希望する教職員	24人
SD I 学校マネジメント研修	2回	希望する教職員	44人
SD I 教師塾「きらり」	12回	希望する教職員	16人
SD II Talk Room	83回	希望する教職員	676人
SD II 教育の情報化	40回	希望する教職員	249人
OJT 教育の情報化研修	45回	希望する学校の教職員	675人
OJT 授業力向上支援員派遣研修	1637回	希望する教職員	1,637人
イングリッシュセミナー	2回	外国語担当教員及び外国語専科、英語科教員	190人
道徳教育推進研修会	1回	道徳教育推進教師及び参加希望教職員	185人
理科実験事故防止研修	2回	理科授業担当者（各校 1 名以上）	140人
合計			6,596人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和 5 年度（2023 年度）職員厚生会事業（実績）

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	10,612名
公費負担額	63,186,611円
会員負担・その他収入額	209,004,004円
事業主：職員の負担割合	1.5／1,000：4.0／1,000

（事業の概要）

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等（10種類）
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	人間ドック補助、ウォーキングキャンペーン等
カフェプラン事業	資格取得利用、書籍購入利用等
収益事業	グループ保険・全国市長会任意共済保険・全国都市職員災害共済会事務、各生命保険・損害保険の団体取扱事務、公務員賠償責任保険事務等

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

(1) 主な行政的権限

- ① 人事行政に関する調査、研究等
- ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
- ③ 競争試験又は選考の実施
- ④ 労働基準監督機関としての職権行使
- ⑤ 職員の苦情の処理

(2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

(3) 準司法的権限

- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての審査請求の審査

2 業務の状況

(1) 令和5年(2023年)職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和5年(2023年)10月6日に、市議会及び市長に対して給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

〈報告の内容〉

① 給与の改定について

- 月例給について、職員給与が民間給与を3,434円(0.97%)下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要
- 特別給(期末手当及び勤勉手当)について、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.08月分下回った。人事院勧告における特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることが必要

② 人事管理について

○ 職員の任用について

・人材の確保について

全庁をあげて採用広報活動に取り組むべく、今年度、リクルーター制度を創設。各部局より選出されたリクルーターと共に、更なる採用広報活動の推進を図る。また、有為な人材を確保していくため、採用試験制度について、引き続き調査・研究を行う。

・人材の育成について

社会情勢の変化や職員のニーズ等を踏まえ、さらなる研修メニューの充実を図るとともに、熊本市職員成長・育成方針についても適宜見直していくことで、市民が求める質の高いサービスを提供できる人材を育成していくことが必要

・女性職員の活躍推進について

昇任による職務上の不安や負担を軽減するとともに、ライフスタイルやキャリア形成にあった支援制度の更なる充実を通して、女性職員がより一層活躍できる環境整備に取り組んでいくことが必要

○ 勤務環境の整備について

・時間外勤務の縮減について

労働基準監督機関として、引き続き時間外勤務の実態把握に努めるとともに、長時間労働の是正に向けて、各所属における時間外勤務の縮減への意識付け等に取り組む。

・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進について

男性職員の育児に伴う休暇等の取得、テレワーク、勤務時間の繰り上げ繰り下げの活用に取り組まれている。自らの働き方を主体的かつ柔軟に選択することができるよう、国のフレックスタイム制の見直しや勤務間のインターバルの確保等への動向も注視しながら、勤務環境の整備に取り組まれるよう期待

・メンタルヘルス(心の健康)対策について

「第三期 熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づき、ストレスチェック等の実施状況の評価と改善に継続的に取り組むことを要請

・ハラスメント防止対策について

職場のコミュニケーション活性化を目的として、今年度は1on1ミーティングの定期的な実施等に取り組まれている。効果的な研修方法、相談体制の充実等を図り、働きやすい職場環境づくりを推進していくよう要請

・会計年度任用職員の適切な処遇の確保について

地方自治法改正の趣旨、国家公務員の給与改定が行われた場合の取扱いを踏まえ、適切に対応していくことが必要

③ コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

全体の奉仕者として高い倫理感を持って自らを律する行動が市民の信頼の源であることを念頭に、引き続きコンプライアンス向上のための環境づくりに取り組むことを要請

〈勧告の内容〉

① 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

② 期末手当及び勤勉手当

報告の内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、令和5年(2023年)4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和5年(2023年)12月期の支給に関する改定は令和5年(2023年)12月1日から、令和6年(2024年)6月期以降の支給に関する改定は令和6年(2024年)4月1日から実施すること。

(2) 採用の状況

①採用試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
大学卒業程度等	事務職	438	277	126	117	63	4.4
	事務職(情報)	8	5	5	5	3	1.7
	学校事務職	27	17	9	9	5	3.4
	社会福祉職	26	18	10	10	8	2.3
	心理相談員	15	11	8	7	4	2.8
	土木	20	9	6	5	5	1.8
	建築	7	5	5	5	3	1.7
	機械	10	7	3	2	1	7.0
	電気	2	1	1	1	1	1.0
	化学	13	7	4	4	4	1.8
	農業	14	8	8	7	4	2.0
	造園	3	2	1	1	1	2.0
免許資格職 (大学卒業程度等)	保健師	35	24	19	18	10	2.4
高等学校卒業程度	事務職	173	133	67	53	31	4.3
	学校事務職	17	8	7	5	3	2.7
	土木	28	25	18	13	11	2.3
	建築	6	4	4	3	2	2.0
	機械	10	8	3	2	1	8.0
	電気	18	15	6	5	2	7.5
消防職	造園	2	2	2	1	1	2.0
	上級消防職	102	73	22	22	11	6.6
	初級消防職	165	131	24	19	12	10.9
消防職	初級消防職 (救急救命士)	27	20	7	7	2	10.0
合 計		1,166	810	365	321	188	4.3

採用試験(追加募集)

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
大学卒業程度	心理相談員	8	7	7	4	2	3.5
	土木	6	4	4	3	3	1.3
	電気	1	0	0	0	0	-
	化学	14	11	5	4	1	11.0
合 計		29	22	16	11	6	3.7

②採用選考試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
上級職	文化財専門職	人	人	人	人	人	倍
		12	12	9	8	3	4.0
免許資格職 (大学卒業程度)	獣医師	1	1	1	1	1	1.0
	薬剤師	4	3	3	3	3	1.0
	管理栄養士	53	29	7	7	2	14.5
	助産師	5	5	5	4	2	2.5
	学芸員(考古学)	6	3	3	3	1	3.0
免許資格職 (中級職)	看護師	26	23	15	13	6	3.8
	理学療法士	16	12	5	5	1	12.0
	言語聴覚士	5	5	5	5	1	5.0
	保育士	45	41	34	32	17	2.4
	臨床検査技師	27	15	5	2	1	15.0
	給食栄養士	29	18	11	9	4	4.5
社会人経験者等 対象	事務職	270	227	38	36	18	12.6
	事務職(情報)	1	1	1	1	1	1.0
	事務職(法務)	5	4	4	3	1	4.0
	技術職	土木 A	4	4	4	4	1.0
		土木 B (10月採用)	2	2	1	1	0
		建築	5	5	4	3	1
		機械	5	4	4	4	2
		電気	5	4	3	3	2
	動物専門職	10	9	7	6	2	4.5
免許資格職 (社会人経験者 対象)	管理栄養士	10	7	5	5	1	7.0
	理学療法士	18	16	6	6	1	16.0
	歯科衛生士	15	12	5	5	1	12.0
	言語聴覚士	8	7	5	5	1	7.0
障がい者 対象	事務職	39	33	27	27	10	3.3
	学校事務職 (内数 併願者)	27	22	6	6	1	-
		25	21	5	5	0	
就職氷河期世代 対象	事務職	254	210	16	11	5	42.0
合 計		907	734	239	218	93	7.9

採用試験(追加募集)

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
免許資格職 (大学卒業程度)	獣医師	0	0	0	0	0	-
	薬剤師	0	0	0	0	0	-
合 計		0	0	0	0	0	-

③採用選考(承認)

任命権者		市長	病院事業 管理者	交通事業 管理者	計	
区分	職					
一般職 (医師を除く。)	局長級	人	人	人	人	
	部長級	2			2	
	課長級	1			1	
	主幹級	2			2	
	主査級					
	主任主事・主任技師	1	1	3	5	
	主事・技師	4	1		5	
その他の職	医師 歯科 医師	副院長				
		部長級				
		科部長		1		1
		課長級				
		医長		3		3
		主幹級				
		主査級				
		医員		10		10
	医員補					
	嘱託員					
	特別顧問					
		薬剤師				
		作業療法士				
		言語聴覚士				
	臨床検査技師					
	看護師		74		74	
任期付職員	局長級					
	部長級	2			2	
	課長級					
	主幹級					
	主任主事・主任技師					
	主事・技師					
計		12	90	3	105	

※市長には、議会局及び各行政委員会を含む。

(3) 昇任の状況

①課長級・主査級

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
課長級	人 177	人 169	人 83	人 82	人 55	倍 3.1
主査級 (34歳～41歳)	249	230	113	112	75	3.1
主査級 (42歳以上)	38	35	35	35	35	1.0
計	464	434	231	229	165	2.6

②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
消防司令	人 42	人 42	人 21	人 21	人 14	倍 3.0
消防司令補	87	85	26	26	17	5.0
消防士長	53	53	29	29	19	2.8
計	182	180	76	76	50	3.6

③昇任選考(承認)

任命権者 職	市長	教育委員会	交通事業管理者	上下水道事業管理者	消防長	病院事業管理者	計
局長職	人 7	人 1	人	人	人 1	人	人 9
部長職	43	2		2	5	2	54
課長職	2					4	6
主幹職	102	4		5	13	5	129
主査職	16	5	1			2	24
小計	170	12	1	7	19	13	222
消防司監							
消防正監					3		3
消防監					8		8
消防司令長					9		9
消防司令							
消防司令補							
消防士長							
小計	-	-	-	-	20	-	20
計	170	12	1	7	39	13	242

※ 市長には、議会局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	合格率 B/A
事務職	人 0	人 -	人 -	人 -	人 -	% -
技術職(土木)	0	-	-	-	-	-
消防職	0	-	-	-	-	-
計	0	0	0	0	0	-

②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
教諭	指導主事	人 11
学校事務職	事務職	2
運輸職	事務職	0
計		13

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

件数:なし

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況

件数:5件